障害児福祉手当必要書類等

1:支給対象

受給資格者:障害者本人(扶養義務者の所得制限あり)

2:支給内容

支給額:月額 15,220 円 (毎年変動します)

支給時期:年4回(5月・8月・11月・2月)支給します。

3:必要なもの

- ・認定請求書
- ・診断書
- ・所得状況届
- ・承諾書
- ・同意書
- ・振込口座指定書(金融機関に証明印が必要ですが、通帳の写しがある場合は 金融機関の証明印は必要ありません。)
- ・個人番号(マイナンバーカード、通知カード)
- ・障害者手帳、療育手帳(お持ちの方は写しを取りますので、ご持参ください。)
- ・印鑑(認印)

※通常書類提出後、支給認定まで1~2ヵ月程度かかります。

【ご注意】

当該手当は、施設入所していない方や、病院や診療所に継続して3か月を超えて入院されていない方が支給要件となります。支給対象者が、施設入所や病院等に入院される可能性がある場合は、障がい者支援G(TEL:0595-84-3313)まで必ずご連絡ください。